

3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方

3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方

背景

屋内貯蔵所に設ける架台については、固定式のものを前提に基準が定められており、一部の消防本部から移動式架台の設置に係る一定の規定（見解）を示してほしいとの要望がある。

複数の消防本部管内において、移動式架台の設置例があることから、当該消防本部への移動式架台の設置に係る調査検討を実施し、一定の見解を示す必要がある。



レール

- 移動式架台の設置事例を調査し、移動式架台の設置にかかる留意事項をとりまとめる。

3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方

移動式架台の設置事例のヒアリング・目視調査の結果、課題点を抽出する

課題1

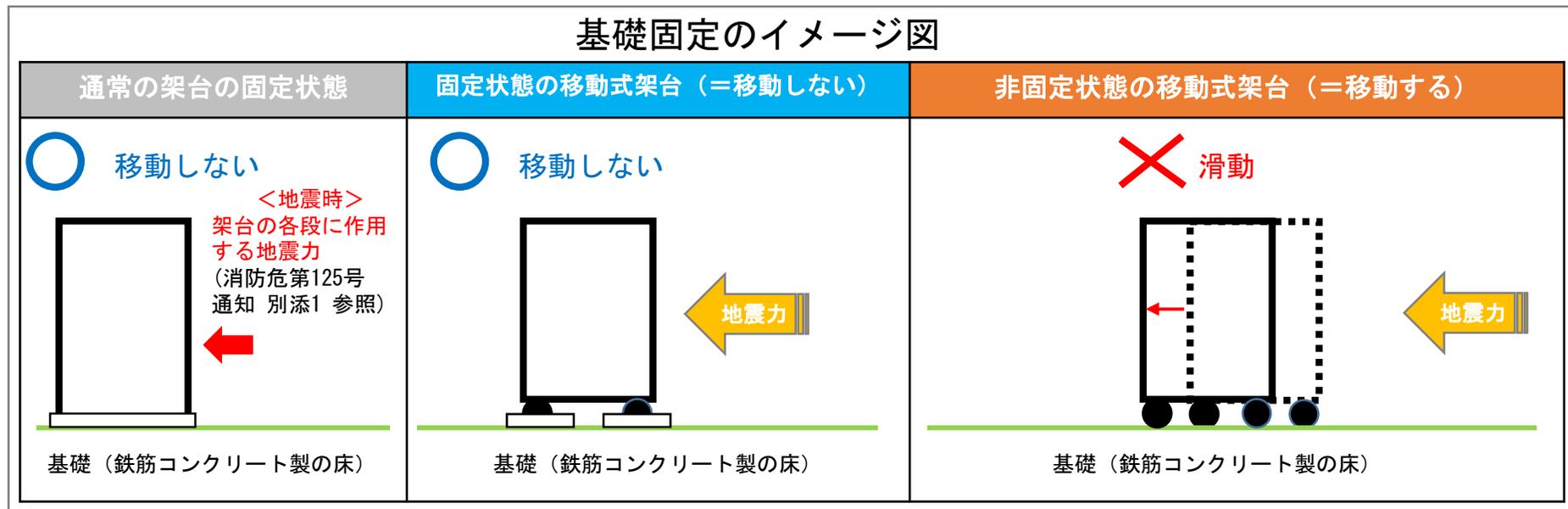
移動式架台は、固定式架台と違い、そもそも固定することは困難である。固定と同等以上とみなす判断基準について整理する必要がある。

課題2

移動式架台の審査時の特例適用判断は各消防本部で判断が分かれる。統一的な見解について整理する必要がある。

【参考】危規則第16条の2の2 令第10第1項第11の2の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

一 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。



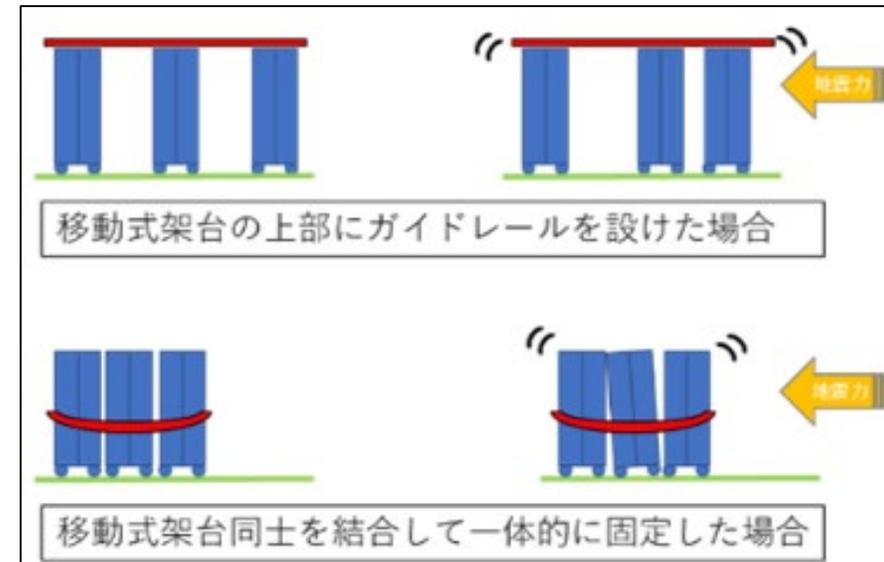
3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方

対応（案）

従前から活用されている「平成8年10月15日付け消防危第125号」における屋内貯蔵所の架台の耐震性を満足した上で、「堅固な基礎に固定する」と同等以上と見なす場合を整理し、その運用方法を示すことはどうか。例えば、「移動式架台の上部にガイドレールを通して容易に転倒しない構造とする方法」や「移動式架台同士を結合して一体的に固定する方法」、「移動式架台の車輪にストッパーを設ける方法」などが考えられるが、今後さらに有効な手段が出現することも考えられるので、その際には改めて検討することとする。



ガイドレールの設置例



固定することと同等以上であるとみなす場合の例